



（業務規程）  
**第十四条** 指定開発促進機関は、助成業務の開始前に、当該助成業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定の基準に関する事項

二 の国際共同開発の事業に対する開発助成金の交付の期間に関する事項

三 開発助成金の交付の申請及び決定の手続並びに交付の決定に際し付すべき条件に関する事項

四 前号に掲げるもののほか、開発助成金の交付に関する必要な事項

五 第八条第一項の納付金の徴収に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（事業年次）  
**第十五条** 指定開発促進機関は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（財産目録等の提出）  
**第十六条** 指定開発促進機関は、毎事業年度終了後、経済産業省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。（開発促進基金）

（開発促進基金）  
**第十七条** 指定開発促進機関は、開発助成金の交付の事業に関する基金（以下「開発促進基金」という。）を設け、第五条の規定により政府から交付を受けた交付金及び第八条第一項の規定により徴収した納付金に相当する金額をこれに充てるものとする。

開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は、次の方法によらなければこの運用してはならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

四 指定開発促進機関は、開発促進基金に係る経理を、経済産業省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。（解任命令）  
**第十八条** 経済産業大臣は、指定開発促進機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、第十四条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けた業務規程若しくは第十五条の規定により経済産業大臣の認可を受けた事業計画によらないで助成業務を行ったとき、又は助成業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定開発促進機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。（役員及び職員の公務員たる性質）  
**第十九条** 助成業務に従事する指定開発促進機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（監督命令）  
**第二十条** 経済産業大臣は、指定開発促進機関が正當な理由がないのに助成業務を行わないことその他助成業務の実施を適切に行っていないことにより国際共同開発の促進に支障が生じていると認めるときは、指定開発促進機関に対し、この法律を施行するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（財産目録等の提出）  
**第二十一条** 経済産業大臣は、指定開発促進機関に対し、助成業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

（国への納付命令）  
**第二十二条** 第十八条又は前条の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。（聴聞の方法の特例）  
**第二十三条** 経済産業大臣は、指定開発促進機関が第六条第二項の規定に基づき付した条件下に違反したとき、又は第七条（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して交付金若しくは納付金を他の用途に使用したときは、指定開発促進機関に対し、当該交付金又は納付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

（強制徴収）  
**第二十五条** 第二十三条第一項から第三項までの規定に基づき経済産業大臣が納付を命じた納付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。（報告及び検査）  
**第二十六条** 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定開発促進機関若しくは開発助成金の交付を受けた開発事業者等の事務所、事業所等に立ち入り、業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、指定開発促進機関若しくは開発助成金の交付を受けた開発事業者等の事務所、事業所等に立ち入り、業務若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、開発助成金の交付を受けた開発事業者等に対しては、当該開発助成金の交付を受けたう業務の範囲内に限る。

（強制徴収）  
**第二十五条** 第二十三条第一項から第三項までの規定に基づき経済産業大臣が納付を命じた納付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。（報告及び検査）  
**第二十六条** 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定開発促進機関若しくは開発助成金の交付を受けた開発事業者等の事務所、事業所等に立ち入り、業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、指定開発促進機関若しくは開発助成金の交付を受けた開発事業者等の事務所、事業所等に立ち入り、業務若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、開発助成金の交付を受けた開発事業者等に対しては、当該開発助成金の交付を受けたう業務の範囲内に限る。

（立入検査）  
**第二十七条** 第二項の規定により立入検査をするため認められたものと解してはならない。

（立入検査）  
**第二十八条** 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。



八 航空機工業振興法第十七条第二項第一号  
 (罰則に関する経過措置)

**第一百七条** この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定により、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条规定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

**第一条** この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (平成二三年六月一四日法律第七一號) 抄

(施行期日)

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 第五百九条の規定 公布の日